

令和6年度

第9回PTA定期総会資料

日時：令和6年4月30日（火）

書面開催

場所：塩浜学園



市川市立塩浜学園PTA

令和6年度 第9回 PTA 定期総会 (WEB 開催)

PTA 会員の皆様

平素は塩浜学園 PTA 活動にご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。
さて、4月30日(火)開催予定の「令和6年度 第9回 PTA 定期総会」につきましては、学校の授業時間調整の関係上、対面形式での開催は中止とし、下記の通り、WEB アンケート形式による表決とさせていただきます。何卒ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

記

【令和6年度 第9回 PTA 定期総会次第】

1. 報告事項

- ① 令和5年度活動報告
- ② 令和5年度決算報告
- ③ 令和5年度会計監査報告
- ④ 「PTA のてびき」会則・細則一部修正の報告

2. 議案審議

塩浜学園ホームページに掲載されております、「令和6年度 第9回 PTA 定期総会資料」をご確認いただき、以下の各議案を、学校から配信される「スキットメール」アンケート回答機能よりご審議の上、表決ください。

未回答の場合、全ての議決事項を PTA 会長に一任いただいたとみなし、表決を取りまとめさせていただきますので、ご了承ください。

- 第1号議案 令和5年度活動報告他、報告事項①～④への承認に関する件
- 第2号議案 「PTA のてびき」会則・細則一部修正への承認の件
- 第3号議案 令和6年度本部役員・会計監査委員選出及び承認に関する件
- 第4号議案 令和6年度活動計画案承認に関する件
- 第5号議案 令和6年度予算案承認に関する件

以上

令和5年度 活動報告

自 令和5年5月 1日

至 令和6年4月30日

本 部

- ・PTA 定期総会…………… 令和6年4月30日「令和6年度PTA総会」書面開催
- ・運営委員会…………… 5/20、7/8（書面開催）、9/9（書面開催）、11/25、
1/20、3/2
- ・本部役員会…………… 5/10、6/28、8/30、11/15、1/10、2/21
- ・PTA だより発行…………… 6回
- ・PTA 会費の管理…………… PTA 会費集金年1回、会計監査年2回

《令和5年》

4月 令和5年度 PTA 総会にて役員承認

5月 令和5年度本部役員会

6月 嵐潮祭前日準備
嵐潮祭お手伝い
役員会

7月 P連会長会

8月 役員会

9月 学校運営協議会

10月 会計監査

11月 臨時役員会
P連研究大会
役員会

《令和6年》

1月 役員会

2月 役員会

3月 防災備蓄品入替学年に配付
学校給食運営協議会
新旧本部役員顔合わせ

4月 令和6年度クラス委員選出
総会準備
全体専門委員会開催
令和6年度PTA定期総会書面開催

学級長会・専門委員会

- ・学級長及び各専門委員会の委員長、副委員長を選出
- ・学級長、委員長、副委員長は運営委員会に出席
- ・学級長会・各専門委員会では活動内容に合わせ随時委員会を開催

—学級長会—

- 《ラジオ体操開催（1～6年）》
感染拡大防止のため開催中止
- 《嵐潮祭パトロール（全学年）》
- 《あいさつ運動・登校安全見守り運動》
7年生 9/22、25～26、2/19～22
8年生 6/19～21、11/20～22
9年生 11/14～15
- 《役員選考活動》
新本部役員を選考
- ・3月～4月 クラス委員決めの取りまとめ

—生活安全委員会—

- 5/16 年間予定表配布（1～6年生）
- 《安全パトロール・登校安全指導》
6年生 9/13、2/14
5年生 10/12、3/25
4年生 11/8、4/8
3年生 9/1、1/17
2年生 7/20、1/9
1年生 6/14、12/22

—資源回収委員会（資源回収）—

- 3月 各自治会他に令和4年度活動終了報告、
令和5年度資源回収年間予定、ポスター
印刷、貼り替え
- 第1土曜日
旗立て…担当学年委員
資源ボックス取出し…担当学年保護者
- 第3土曜日
旗立て…担当学年委員
*12月のみ資源ボックス取出し作業あり
- 《担当学年》
6年生 5/6、5/20、11/4、11/18
5年生 6/3、6/17、12/2、12/16
4年生 7/1、7/15、1/6、1/20
3年生 8/5、8/19、2/3、2/17
2年生 9/2、9/16、3/2、3/16
1年生 10/7、10/21、4/6、4/20

—少年補導員—

- 4/8 夜間補導パトロール
- 5/19 夜間補導パトロール（雨天のため中止）
- 6/16 南行徳南口方面巡回
- 7/14 南行徳駅方面巡回
- 10/13 行徳駅周辺巡回
- 11/10 行徳駅周辺巡回（雨天のため中止）
- 11/20 南行徳中・塩浜学園ブロック少年補導員ブロック会議参加
- 12/8 行徳駅周辺巡回
- 2/9 南行徳駅周辺巡回
- 3/8 行徳駅周辺巡回

サークル活動

ーバレーボール部ー

4/6、13、20、27、5/4、11、18、25、6/1、8、15（通常練習）

6/22、29 練習試合

7/2 PTA 予選大会出場

9/4 PTA バレーボール決勝トーナメント

9/7、14、21、28、10/5、12、19、26、11/2、9、16、23、30

12/7、14、21、1/11、18、25、2/1、8、15、22、29（通常練習）

木曜日 塩浜学園体育館にて練習

ーコーラス部（ソレイユ）ー

4/19、5/9、17、6/13、21、7/11、19、8/8、16、9/12、10/10、18、22

11/5、14（通常練習）

11/17 はまっこコンサート出演

11/24 PTA 連絡協議会合唱フェスティバル説明会

11/26、12/3、12/10、12/12（通常練習）

11/24 PTA 連絡協議会合唱フェスティバル出演

ー広報サークルー

3/11 令和5年度卒業・修了記念号発行

令和5年度 PTA 会計決算報告

1、収入の部

項目	予算額	決算額	増減	摘要
前年度繰越金	2,415,399	2,415,399		令和4年(2022年)度より
PTA会費	2,700,000	2,244,620	▲ 455,380	
資源回収報奨金	300,000	360,140	60,140	令和5年度報奨金
雑収入		20	20	利子
合計	5,415,399	5,020,179	▲ 395,220	

2、支出の部

項目	予算額	決算額	増減	摘要	
運営費	会議費	5,000	0	5,000	役員会集会所使用料、給食運営協議会
	備品消耗品費	200,000	154,940	45,060	印刷機リース代、インク・カートリッジ
	慶弔費	40,000	18,000	22,000	会員の慶弔に関する費用
	儀式費	200,000	123,202	76,798	式典花代、総会表彰に関する費用
	渉外費	230,000	119,477	110,523	学校、夏祭り協賛金、P連懇親会
	負担費	150,000	116,799	33,201	P連団体補償加入金、
	雑費	5,000	1,245	3,755	PTA用お茶代等
	交通・通信費	30,000	23,084	6,916	研修会・講習会への参加交通費
	広報誌編纂費	40,000	44,480	▲ 4,480	広報誌発行に関わる費用など
	小計	900,000	601,227	298,773	
学校関係費	環境整備費	100,000	0	100,000	校内環境整備 保健室への補助
	卒業記念品費	320,000	290,400	29,600	証書ホルダー、記念品、胸花
	講演会費	400,000	0	400,000	芸術鑑賞会
	図書費	100,000	99,363	637	学校図書購入費
	教職員諸研究会費	80,000	0	80,000	教職員活動・研修に関する費用
	児童生徒活動補助費	400,000	431,637	▲ 31,637	部活動・学習活動補助、施設開放団体への補助、小中体連負担金
	学年活動費	445,000	371,373	73,627	
	小計	1,845,000	1,192,773	652,227	
活動費	イベント活動費	15,000	0	15,000	運動会・夏祭り・塩浜まつりなど行事に関わる費用
	生活安全委員会費	10,000	0	10,000	活動運営費
	資源回収委員会費	30,000	29,209	791	資源回収活動消耗品、地域・業者への挨拶、御礼
	会員活動費	10,000	10,000	0	PTAサークル活動費@5,000×2
	小計	65,000	39,209	25,791	
防災対策費	150,000	57,977	92,023	防災備品等	
予備費	2,415,399	552,346	1,863,053		
周年行事積立金	40,000	40,000	0		
PTA会費転出者返金分		0			
合計	5,415,399	2,483,532	2,931,867		

3、差引残高

項目	金額	適用
収入の部合計	5,020,179	
支出の部合計	2,483,532	
差引残高	2,536,647	令和6年度へ繰越

4、周年行事積立金

項目	金額	適用
収入の部合計	1,295,593	前年度繰越金¥1,255,593 令和5年度積立金¥40,000
支出の部合計	0	
差引残高	1,295,593	令和6年度へ繰越

会長 長郷 貴史

会計 福崎 琢美

浦 明悦



令和5年度 PTA 預貯金残高報告

令和6年4月22日現在

項目	金額	備考
会計	2,536,647	ゆうちょ銀行貯金
報奨金入金口座	0	千葉銀行貯金
周年行事会計	1,295,593	千葉銀行貯金
合計	3,832,240	

上記の通り報告致します

会長 長郷 貴史

会計 福崎 琢美
浦 明悦



会計監査報告

塩浜学園 会則第11条に従い、本会の会計の執行状況を監査し、会計帳簿・証拠書類を照会した結果、その執行状況は適正であると認めましたので、ご報告します。

2024年4月22日

会計監査 廣原 若菜

和田 輝代



※以下を第8回定期総会にて承認いただきましたのでご報告いたします。

「PTAのてびき」会則 一部修正への承認の件

1)第6条(役員) 定数変更の件

改正前 条項：

本会は、会員の中から選出された次の役員をおく。

・会	長	保護者	1名		
・副	会	長	保護者	3名以上	及び 教頭
・会	計	保護者	2名		
・書	記	保護者	2名以上	及び	教職員
・顧	問	校	長		

改正後 条項：

本会は、会員の中から選出された次の役員をおく。

・会	長	保護者	1名		
・副	会	長	保護者	若干名	及び 教頭
・会	計	保護者	2名		
・書	記	保護者	若干名	及び	教職員
・顧	問	校	長		

2)第11条(会計監査) 条件変更の件

改正前 条項：

第11条 (会計監査)

本会は、会員の中から選出された会計監査委員2名をおく。

1. 会計監査委員は、役員経験者の中から選出し、他の役員、委員などを兼ねてはならない。

改正後 条項：

第11条 (会計監査)

本会は、会員の中から選出された会計監査委員2名をおく。

1. 会計監査委員は、他の役員、委員などを兼ねてはならない。

3) 第32条(経費)及び細則の事務処理に関する追加の件

改正前 条項：

1. 本会の経費は、会費、その他の収入をもってあてる。

改正後 条項：

1. 本会の経費は、会費、その他の収入をもってあてる。
- <追加> 2. 本部役員（保護者）、各専門委員長、学級長、役員選考委員は通信費として細則に定める経費を支給する。

<細則の追加条項>

(10) 経費等の事務処理に関する細則

第1条 会則第32条に定める経費等を事務処理する細則を定める。

第2条 本細則は塩浜学園PTAの会員に適用する。

第3条 本部役員（保護者）、各専門委員長（学級長、役員選考委員長含む）は通信経費として下記金額を年度末に支給する。

会長	5,000円
副会長	4,000円
書記	3,000円
会計	3,000円
専門委員長	3,000円

また、学級長、役員選考委員は申請により、年度内一回1,000円の支給を最大3回迄受けることができる。

その場合、複数回の申請及び支給には合理的背景がある場合とする。

尚、役職兼務の場合、重複しての支給または申請はできない。

第4条 会員が市P連、県P連等の公式行事にやむを得ず自己車両にて参加する際には、事前に本部会計を通じ会長の許可を得るものとする。

精算方法としては、1走行キロメートルに対し15円の交通費を支給する。

ただし、大きな原油価格の変動がある場合には、都度改めることができる。

第5条 これらの経費はPTA会費より支出する。

改正理由：

塩浜学園PTAも発足から9年が経過し、PTA活動の見直しを都度図っていく上で、現状に即した変更修正が必要であると考え、上記1)～3)を提案し承認頂きました。

(注)：「PTAのてびき」をご参照ください。

「PTAのてびき」会則及び細則一部改定の件(会費)

(案) 会則第33条に変更と追加の上、細則(6) 会費に関する細則を一部変更と追加

会則第33条(会費)

【現行】会員は、児童生徒一人あたり月額500円の会費を負担する。ただし、本校在学中の第2子以降の児童生徒については減額する。

会費の徴収方法や減額などについては細則に定める。本会の経費は、会費、その他の収入をもってあてる。(原文ママ)

【改定】会員は、児童生徒一人あたり月額350円の会費を負担する。ただし、本校在学中の第2子の児童生徒については減額し、第3子以降は全額減免とする。

会費の徴収方法や減額などについては細則に定める。

(6) 会費に関する細則【改定】

第1条 会則第33条により、会費に関する細則を定める。

第2条 会費は年1回(6月)、12ヶ月分を一括にて現金による徴収とする。また転入の場合は翌月分からの会費を一括にて現金による徴収とする。

第3条 本校在学中の第2子の児童生徒については、一人あたり月額150円に減額し、第3子以降は全額減免とする。

ただし、年度初めに申請した場合に限る。

第4条 徴収した会費は会員の資格を失った場合、資格喪失の翌月以降の分を返却する。

本部役員選出案

令和6年度本部役員として下記の候補者を推薦いたします。

会 長 長 郷 貴 史

副 会 長 堀 内 伸 悟 増 田 千 佳
 大 倉 純 子
 阿久津 美 紀 (教 頭)
 高 崎 敦 史 (教 頭)

会 計 福 崎 琢 美
 中 條 結 子

書 記 森 山 可 奈 子 新 居 三 寿 子

 本 間 由 佳 (教 務 主 任)
 荒 木 勝 蔵 (教 務 主 任)

顧 問 塩 谷 真 由 美 (校 長)

会計監査委員選出案

令和6年度会計監査委員として下記の候補者を推薦いたします。

会計監査委員 丸 山 佳 代 三 浦 康 彰

令和6年4月30日

市川市立塩浜学園PTA役員選考委員会委員長 大 倉 純 子

令和6年度 活動計画案

今年度も会員の皆さまのご協力をいただき、以下の活動計画で臨みます。

1. 定期総会の開催
2. 役員会・運営委員会の開催
3. P T Aだよりの発行
4. P T A会費の管理
5. 学校行事への協力
6. 登下校安全指導・パトロール
7. 資源回収活動
8. 学級活動（あいさつ運動）
9. ラジオ体操
10. 学習支援クラブへの協力
11. 関係諸団体との交流・協力
12. はまっこサポート・はまっこくらぶとの共催
13. 創立10周年記念行事
14. その他

※諸事情のため、各種活動が中止・延期になることがございますことをご理解ください。

令和6年度 PTA 会計予算(案)

1. 収入の部

項目	令和5年度予算案	令和6年度予算案	摘要
繰越金	2,415,399	2,536,647	
会費	2,700,000	1,632,000	児童生徒+教職員(推定)
資源回収報奨金	300,000	350,000	令和5年度決算額より推定
雑収入	20		利息等
合計	5,415,419	4,518,647	

2. 支出の部

項目	令和5年度予算案	令和6年度予算案	摘要	
運営費	会議費	5,000	5,000	役員会集会所使用料、給食運営協議会費用など
	備品消耗品費	200,000	200,000	印刷機リース代、インク・カートリッジ、備品修理代など
	慶弔費	40,000	40,000	会員の慶弔に関する費用
	儀式費	200,000	200,000	入学式、卒業式、離任式花代、式典に関する費用
	渉外費	230,000	230,000	関係諸団体との渉外費用、夏祭り協賛金など
	負担金	150,000	150,000	P連団体補償加入金、口座引落手数料、賠償責任保険料
	雑費	5,000	5,000	P T A用お茶代など
	交通・通信費	30,000	30,000	研修会・講習会への参加交通費
	広報誌編纂費	40,000	40,000	広報誌発行に関わる費用など
小計	900,000	900,000		
学校関係費	災害・環境対策費	100,000	150,000	校内環境整備、保健室への補助など融雪剤、除雪対策
	卒業記念品費	320,000		証書ホルダー、記念品、胸花など
	講演会費	400,000	300,000	芸術鑑賞会(全学年)
	図書費	100,000	100,000	学校図書購入費
	諸研究費	80,000	80,000	教職員活動・研修に関する費用
	児童生徒活動補助費	100,000	500,000	部活動・学習活動補助、施設開放団体への補助、小中体連負担金など
	学年活動補助費	445,000		各学級活動費 1人@1,000×445名(推定)
小計	1,845,000	1,130,000		
活動費	イベント活動費	15,000	15,000	ラジオ体操など行事に関わる費用
	生活安全委員会費	10,000	10,000	活動運営費
	資源回収委員会費	30,000	30,000	活動運営費(消耗品含)、地域・業者への御礼に関わる費用
	会員活動費	10,000	10,000	P T Aサークル活動補助@5000×2
小計	65,000	65,000		
防災対策費	150,000		防災備蓄品など	
予備費	2,415,399	2,383,647		
周年行事積立金	40,000	40,000	周年行事のための積立金	
合計	5,415,399	4,518,647		

市川市立塩浜学園PTA 会則・細則

会 則

第 1 章 総 則

第1条 (名称及び事務所)

本会は、市川市立塩浜学園PTAと称し、事務所を同校内におく。

第2条 (目的)

本会は、保護者と教職員が緊密に協力して、相互に教育的見識の向上を図り、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

第3条 (方針)

本会は、次の方針に沿って前条の目的を達成する。

1. 本会は、学校教育や学校を取り巻く地域の問題について話し合い、学校や教育委員会に意見を出す、学校の人事や管理に干渉はしない。
2. 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、統制、干渉も受けない。
3. 本会の目的に合致する他団体及び機関とは進んで協力する。

第4条 (活動)

本会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 会員相互の研修と親睦
2. 児童生徒の校外生活の指導
3. 教育環境の整備協力
4. 広報活動への協力
5. 地域社会との連絡協調
6. その他、目的達成に必要な活動

第 2 章 会 員

第5条 (会員)

1. 会員は、本校に在学する児童生徒の保護者、またはこれに代わる者並びに現任の学校教職員とする。
2. 会員は、すべて平等の権利と義務をもつ。

第 3 章 役 員

第6条 (役員)

本会は、会員の中から選出された次の役員をおく。

- | | | | | | |
|----|-----|-----|-----|----|-----|
| ・会 | 長 | 保護者 | 1名 | | |
| ・副 | 会 長 | 保護者 | 若干名 | 及び | 教頭 |
| ・会 | 計 | 保護者 | 2名 | | |
| ・書 | 記 | 保護者 | 若干名 | 及び | 教職員 |
| ・顧 | 問 | 校 長 | | | |

第7条 (選考)

役員の選考は、次の定めによる。

1. 役員の選考事務は、役員選考委員会が行う。
2. 役員は、役員選考委員会で選考を経た後、総会の承認を経て就任する。
ただし、役員に欠員が生じた場合には、役員選考委員会で選考を経た後運営委員の承認を経て就任する。
3. 役員選考委員の選出方法、任務などについては、細則に定める。

第8条 (任期)

役員の任期は、1年間とする。ただし、再任は妨げない。欠員によって就任した役員は、前任者の残任期間とする。

第9条 (役員の任務)

役員の任務は、次の定めるところによる。

1. 顧問は、学校経営の立場からすべての企画に参加する。
2. 会長は会務を総括し、本会を代表する。
3. 副会長は会長を補佐し、本会運営の企画にあたる。会長に事故ある時は会長の職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行う。この場合において副会長が2名以上ある時は、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を代理し、または行う。
4. 会計は本会のすべての金銭の収支を明確に処理記録し、会計監査を経て総会において決算の報告をする。
5. 書記は会の活動を記録および保管文書の管理を行う。また通信を行う。

第10条 (役員会)

1. 役員は、会長の招集によって役員会を構成し、会務運営の基本方針の策定、調整などを行う。
2. 役員会は、原則として運営委員会の開催に先行して開催し、運営委員会運営の調整を行う。
3. 運営委員会を開催することができないとき及び緊急を要するときは、会長が臨時の役員会を招集し、対処することができる。この際の役員会の決定に関しては、これを運営委員会に報告しなければならない。

第11条 (会計監査)

本会は、会員の中から選出された会計監査委員2名をおく。

1. 会計監査委員は、他の役員、委員などを兼ねてはならない。
2. 会計監査委員は、各学期毎に会計監査を行い、その結果を総会において報告しなければならない。
3. 会計監査委員は、必要に応じ、運営委員会に出席して意見を述べることができる。
4. 会計監査委員の任期は、1年間とする。ただし、欠員によって就任した会計監査委員は、前任者の残任期間とする。

第4章 総会

第12条 (総会)

総会は全会員で構成され、本会の最高議決機関である。

第13条 (招集)

総会の招集は会長が行う。会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。また、会員の3分の1以上の要求があった場合には、会長はこれを招集しなければならない。

第14条（定期総会）

定期総会は、特別の事情がない限り毎年度当初に開催する。

第15条（成立）

総会の成立は会員の過半数以上の出席によるものとし、委任状を認める。ただし、委任状による議決は認めない。

第16条（付議事項）

総会に付議する事項は、次のとおりとする。

1. 役員の承認に関する事。
2. 会則の改廃に関する事。
3. 活動計画及び予算に関する事。
4. 活動報告及び決算に関する事。
5. その他必要と認める事。

第17条（議決）

議会の議事は、出席者の過半数で決する。

第18条（議長の選出）

総会議長は、総会において選出される。

第5章 運営委員会

第19条（構成と任務）

運営委員会は、役員及び運営委員（学級長、専門委員長）で構成され、本会則、総会の議決及び役員会の運営方針に基づいて本会の会務を企画運営し、かつ、総会に提出する議案の調整などを行う。

第20条（運営）

運営委員会は本会の目的達成のため、会長の招集によって月例の会議を行い、会務を執行する。会長は、必要と認めるときに臨時の運営委員会を招集することができる。

第21条（議決）

運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

第6章 学級会、学年委員会、学級長会

第22条（学級会）

学級会は、学級の全会員で構成され、本会運営の基盤として全会員の緊密な協力のもとに活動する。

第23条（学級委員）

学級会には、学級会で選出した学級長、専門委員から成る学級委員をおく。

学級委員は、学級担任の教職員と協力して学級会を運営する。

学級委員などの活動については細則に定める。

第24条（学年委員会）

学年委員会は、同一学年内の学級委員によって構成され、学年の教職員と協力して運営する。学級長は、必要に応じて学年委員会を招集して会議を司会し、議事を運営委員会に報告する。

第25条（学級長会）

学級長会は、全学級長によって構成され、その中から代表を互選する。

また、学級長会代表は、必要に応じて学級長会を招集して会議を司会し、議事を運営委員会に報告する。

第 7 章 専 門 委 員 会

第 26 条 (活動)

専門委員会は、本会の活動に必要な事項を分担して企画立案し、運営委員会にはかっ
たうえ実施する。

第 27 条 (専門委員会の種類)

専門委員会の種類と活動の内容は、細則に定める。

第 28 条 (専門委員)

専門委員会の委員は、毎年度初めに各学級から定数が選出され、担当委員会に所属す
る。

任期は1年とする。

第 29 条 (構成と委員長、副委員長)

専門委員会の各委員会は委員長、副委員長及び委員で構成される。委員長、副委員長
は、毎年度初めに各委員会の委員の互選によって決める。

第 30 条 (招集)

専門委員会は、委員長が招集して会議を司会し、議事を運営委員会に報告する。

第 8 章 特 別 委 員 会

第 31 条 (設置)

特別委員会は、必要に応じて、運営委員会の承認により、おくことができる。

第 9 章 会 計

第 32 条 (経費)

1. 本会の経費は、会費、その他の収入をもってあてる。
2. 本部役員(保護者)、各専門委員長、学級長、役員選考委員は通信費として細則
に定める経費を支給する。

第 33 条 (会費)

会員は、児童生徒一人あたり月額500円の会費を負担する。ただし、本校在学中の
第2子以降の児童生徒については減額する。

会費の徴収方法や減額などについては細則に定める。

第 34 条 (会計)

本会の会計は、すべて総会で認められた予算に基づいて行われ、総会で承認され、
決算で終わる。

第 35 条 (会計年度)

本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

第 10 章 付 則

第 36 条 (会則)

本会則は、総会で出席者の3分の2以上の賛成を得て成立改廃される。

第 37 条 (細則)

運営委員会は、本会則に反しない範囲で細則の制定、改廃をすることができる。

ただし、制定、改廃の結果は、次の総会に報告しなければならない。

第 38 条 (個人情報の取扱い)

本会の活動を推進するために、必要とされる個人情報取得や利用、管理については
「塩浜学園PTA個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

細 則

(1) 役員、委員などの制限に関する細則

第1条 役員、委員などは、原則として1家庭1名とする。

(2) 役員選考委員会に関する細則

- 第1条 役員選考委員は、年度初めに学級長より選出し、任期は次年度定期総会までとする。
第2条 役員選考委員会は、互選により委員長、副委員長を選出し、委員長はこれを召集する。
第3条 役員選考委員会は、次年度の役員候補者を選出し定期総会前に役員会に報告、定期総会にはかる。

(3) 学級会、学年委員会及び学級長などの活動に関する細則

- 第1条 会則第23条により、学級会、学年委員会及び学級長などの活動について定める。
第2条 学級会は、その学級担任の教職員と緊密に協力し、会則第4条に定める活動を推進する。
第3条 学級長は、学級会を召集し、会議を司会する。
第4条 学級会、学年委員会
1. 学級や学年で話し合った意見や要望をまとめ、運営委員会に報告、提案する。
2. 学級、学年の研修、親睦をはかる。
3. 学級、学年間の連絡をとる。
第5条 学級長は、運営委員として運営委員会に出席する。

(4) 少年補導員に関する細則

- 第1条 少年補導員は、市長または教育長から委嘱を受け、少年の非行化防止に努め、健全育成をはかることを目的として活動する。
第2条 少年補導員は、千葉県少年補導員連絡協議会規約によるものとする。
第3条 少年補導員は、必要に応じて運営委員会に出席する。

(5) 専門委員会に関する細則

- 第1条 会則第27条により、専門委員会に広報、生活安全、資源回収、家庭教育学級の各委員会をおく。
ただし、令和2年度(2020年度)より、広報委員会、資源回収委員会のベルマーク活動、家庭教育学級委員会の各活動は休止とする。
第2条 広報委員会は、PTA活動や学校の様子を会員に広く知らせ、全会員がよりよい理解のもとに諸活動に参加するよう広報活動や会報の発行を行う。
第3条 生活安全委員会は、児童生徒の学校外の生活環境を改善し、登下校の安全指導や防犯指導に努めるとともに、近隣の他校PTAや地域の補導員などの情報交換を行い、会員に広める。

第4条 資源回収委員会は、児童生徒のより充実した学校生活の実現を目的とし、地域の資源回収活動やベルマーク運動を行う。

第5条 家庭教育学級は、家庭において子どもを正しく理解し、健やかに成長していくことを願って、市川市教育委員会生涯学習振興課の指導のもと、計画的・継続的に学習する場を開設する。

第6条 専門委員会の委員長は、運営委員として運営委員会に出席する。

(6) 会費に関する細則

第1条 会則第33条により、会費に関する細則を定める。

第2条 会費は年1回(6月)、12ヶ月分を一括で引落にて徴収する。また転入の場合は翌月分からの会費を一括で徴収する。

第3条 本校在学中の第2子以降の児童生徒については、一人あたり月額300円に減額する。ただし、年度初めに申請した場合に限る。

第4条 徴収した会費は会員の資格を失った場合、資格喪失の翌月以降の分を返却する。

(7) 会員の慶弔に関する細則

第1条 会則第37条により、慶弔に関する細則を定める。

第2条 本細則は塩浜学園PTAの会員に適用する。

第3条 教職員の慶事(結婚、出産)については本会から祝い金を贈る。ただし、その金額は結婚時5千円、出産時3千円とする。

第4条 児童生徒及び教職員とその一親等(血族)の弔事については、本会から5千円の弔慰金を贈る。

第5条 児童生徒及び教職員が、学校内外(正規の登下校、通勤、行事への参加)において不慮の事故によって3週間以上欠席、欠勤する場合は、本会から3千円の見舞金を贈る。

第6条 会員が、PTA行事の協力において不慮の事故によって全治3週間以上の負傷の場合は、本会から3千円の見舞金を贈る。

第7条 本細則以外の慶弔に関しては、役員会で協議のうえ慶弔金及び見舞金を贈ることができるが、後日運営委員会で報告し、承認を必要とする。

第8条 慶弔金及び見舞金は、原則としてPTA会費から支出する。

(8) 表彰に関する細則

第1条 会則第37条により、表彰について定める。

第2条 表彰は、塩浜学園PTAの諸活動に対してよく貢献し、本会及び本校発展のために功績顕著であった個人及び団体に、感謝の意を表することを目的とする。

第3条 表彰する個人及び団体は、PTA会員、運営委員会及び役員会が前条に該当するものを推薦し、これを受けて運営委員会で審査し、決定する。

第4条 表彰はPTA定期総会でを行う。ただし、必要がある場合は臨時に行い、総会で報告する。

第5条 表彰は感謝状を贈呈することとし、記念品を添えることができる。

(9) P T Aサークル活動に関する細則

- 第1条 会則第37条により、P T Aサークル活動について定める。
- 第2条 P T Aサークル活動は、会員相互の親睦と資質の向上に寄与することを目的とする。
- 第3条 対象者は、原則として塩浜学園P T A会員とする。
- 第4条 活動内容は、P T A会則第2条から第4条までの趣旨を理解し、実践できるものとする。
- 第5条 P T Aサークル活動を発起する場合は、サークル名、趣旨、活動内容を書面で役員会に提出し、運営委員会で検討する。
- 第6条 運営委員会で審議し承認されたときに、P T Aサークル活動として認められる。
- 第7条 P T Aサークル活動を行う団体は、活動報告書を年度末までに運営委員会に提出する。
- 第8条 運営委員会で承認されたP T Aサークルは、P T Aから援助金を受けることができる。
- 第9条 P T Aサークル活動を行う団体は、活動責任者をおき、援助金などの用途について運営委員会に報告する。
- 第10条 P T Aサークルとして、趣旨、目的に反した活動があった場合は、運営委員会で検討審議し、活動を停止させることができる。
- 第11条 発起の案内、会員の募集などについては、役員会が行うことができる。

(10) 経費等の事務処理に関する細則

- 第1条 会則第32条に定める経費等を事務処理する細則を定める。
- 第2条 本細則は塩浜学園P T Aの会員に適用する。
- 第3条 本部役員（保護者）、各専門委員長（学級長長、役員選考委員長含む）は通信経費として下記金額を年度末に支給する。
- | | |
|-------|--------|
| 会長 | 5,000円 |
| 副会長 | 4,000円 |
| 書記 | 3,000円 |
| 会計 | 3,000円 |
| 専門委員長 | 3,000円 |
- また、学級長、役員選考委員は申請により、年度内一回1,000円の支給を最大3回迄受けることができる。
- その場合、複数回の申請及び支給には合理的背景がある場合とする。
- 尚、役職兼務の場合、重複しての支給または申請はできない。
- 第4条 会員が市P連、県P連等の公式行事にやむを得ず自己車両にて参加する際には、事前に本部会計を通じ会長の許可を得るものとする。
- 精算方法としては、1走行キロメートルに対し15円の交通費を支給する。
- ただし、大きな原油価格の変動がある場合には、都度改めることができる。
- 第5条 これらの経費はP T A会費より支出する。

付 則

この細則は、令和6年4月30日から実施する。

塩浜学園 PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 市川市立塩浜学園 PTA(以下、本会という)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護する事を目的に、PTA 役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報(以下、個人情報)の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報の管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報の取扱者は、担当役員・担当運営委員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知りうる事が出来た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報誌等で会員・児童生徒保護者に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行なうものとする。

- (1) PTA 会費の集金業務。管理業務
- (2) その他 PTA 活動に関する文書の送付
- (3) 役員・会計監査・会員・運営委員の名簿の作成
- (4) 見守り・パトロール当番表・あいさつ運動当番表・学校行事等の名簿の作成
- (5) 委員選出・並びに本部役員等の推薦活動
- (6) 広報誌、会報誌、学校ホームページへの掲載

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、管理台帳のもとに適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者・取扱者の責任のもとで、適正かつ速やかに廃棄され、廃棄 報告を運営委員会で報告するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含み、ファイルに個人情報取扱い注意を明記するなど適切に行なうこととする。

(第三者提供の制限)

第 12 条 個人情報は次にあげられる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する場合

(第三者提供に関する記録の作成等)

第 13 条 本会は、個人情報を第三者(第 12 条 1 号から第 4 号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 14 条 第三者(第 12 条 1 号から第 4 号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

(情報の開示)

第 15 条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。また、第三者提供記録についても本人等から請求あれば同様とする。

(漏えい時等の対応)

第 16 条 個人情報を漏洩等(紛失を含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。報告を受けた管理者は、個人情報の漏洩・紛失について調査し、事実を確認した後、運営委員会に報告するとともに、本人等に通知しなければならない。

(研修・説明)

第 17 条 本会は、役員・会員・運営委員に対して、定期的に、個人情報の取扱いに関する留意事項について研修(説明)を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 18 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 19 条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第 7 条に定める周知方法をもって会員・児童生徒保護者へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和 4 年 3 月 5 日より改正施行する。